

1 議事日程

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
日程番号2 会期の決定
日程番号3 諸般の報告
日程番号4 行政報告
日程番号5 教育行政報告
日程番号6 今期議会議案提案理由総括説明
日程番号7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程番号8 議案第1号 辺地総合整備計画の変更について
日程番号9 議案第2号 損害賠償額の決定及び和解について
日程番号10 議案第3号 士幌町第7期町づくり総合計画の策定について
日程番号11 議案第4号 士幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
日程番号12 議案第5号 士幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
日程番号13 議案第6号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
日程番号14 議案第7号 士幌町農民健康増進施設設置条例を廃止する条例案
日程番号15 議案第8号 指定管理者の指定について
日程番号16 議案第9号 指定管理者の指定について
日程番号17 議案第10号 令和7年度士幌町一般会計補正予算（第9号）
日程番号18 議案第11号 令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程番号19 議案第12号 令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
日程番号20 議案第13号 令和7年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程番号21 議案第14号 令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
日程番号22 議案第15号 令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

2 出席議員（11名）

- 1番 中村 貢 2番 森本 真隆 3番 山中 明裕 5番 矢坂 賢哉
6番 牧野 圭司 7番 大西 米明 9番 伊藤 健蔵 10番 成田 哲也
11番 曾我 弘美 12番 秋間 紘一 13番 河口 和吉

3 欠席議員（1名）

8番 西山 伸宏

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	寺田 和也	農業委員会会長	森本 耕二

5 士幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	角田 淳二	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	吉川 和美	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	病院事務長	増田 達也
特老施設長	福田 剛大	幼児教育課長	郷原 敏宏
消防課長	仙石 讓		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	杉山みちる

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 加藤 吉宏

8 職務のため出席した者

事務局長	藤内 和三	係長	戸水 祐也
------	-------	----	-------

9 議事録

会議の経過

(午前10時00分)

	河口議長	ただいまの出席議員は11名であります。 なお、8番、西山議員より欠席届が提出されていますので、報告します。 定足数に達していますので、令和7年第4回士幌町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、伊藤健蔵議員及び10番、成田哲也議員を指名します。
2		日程第2、会期の決定を議題とします。

		<p>お諮りします。本定例会の会期は、去る12月1日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から12月10日までの6日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
		<p>(異議なし)</p>
3	河口議長	<p>異議なしと認めます。 会期は、本日から12月10日までの6日間に決定しました。 日程第3、諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付のとおりです。 次に、十勝圏複合事務組合議会等に関する報告及びとちかち広域消防事務組合議会等に関する報告は、お手元に配付のとおりです。 なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。 次に、監査委員から提出のあった例月出納検査報告書及び定期監査に関する報告は、お手元に配付のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
4・5		<p>日程第4、行政報告及び日程第5、教育行政報告を行います。 行政報告及び教育行政報告については、お手元に配付のとおりです。 ここで町長より発言を求められていますので、これを許します。町長、登壇願います。</p>
	高木町長	<p>本日ここに、第4回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には年末を控えて何かとご多用の折りにもかかわらず出席を賜り、衷心より熱く御礼を申し上げます。 それでは、9月定例町議会以降、現在までの町政の推移について、ご報告申し上げます。 はじめに、職員が逮捕された件についてであります。 11月26日に、特別養護老人ホームの介護職員(30代・男性)が、詐欺容疑で高知県警に逮捕されました。現時点では、当該職員の事件への具体的な関与などは不明ではありますが、今後、詳細が把握でき次第、厳正に対処して参る所存であります。 この度の職員の逮捕に際し、議会そして町民の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、職員の綱紀肅正と服務規律の確保について、改めて全職員に徹底させ、町民の信頼回復に努めて参ります。 次に、11月1日に発生しました暴風雨による被害等の状況について、ご報告申し上げます。 前線を伴った低気圧が北海道付近を通過した影響により、太平洋側を中心に強風を伴う激しい雨に見舞われ、町内においても広い範囲で倒木や停電、施設の損壊などが発生したところであります。 本町においては、降り始めからの降水量が、士幌市街で41.5ミリを記録し、午前から午後にかけて北東からの強い風が吹き荒れ、最大瞬</p>

間風速は21.5メートル（正午過ぎに観測）を記録しました。

この暴風雨の発生後、町内での被害状況の確認を行いつつ、道路の通行の妨げとなる倒木・枝木の撤去を町内事業者の協力の下進めたほか、電線・電話線の断線・垂れ下がりについては、電力会社等へ通報し、関係事業者が復旧作業に当たったところであります。

また、町内の広範囲での停電が発生し、夕方時点での町内の停電状況を踏まえ、コミュニティセンターを一時開放（町民1人利用）したところであります。

倒木の影響により通行止めとなっていた道道661号（土幌然別湖線）においては、11月7日夕方に規制が解除されましたが、町内全域で圃場や林内への町有林の倒木が確認され、除去等の処理に時間を要し、町民の皆様へご不便・ご迷惑をおかけしたところであります。

なお、屋根の損壊などの被害を受けた公共施設の復旧に要する費用については、11月11日付けで関連補正予算について専決処分をさせていただき、その他の復旧等に関係する費用につきましても、今後、補正予算の上程など適宜対応して参りますので、よろしくお願いを申し上げます。

以下につきましては、記載のとおりでございます。

河口議長

なお、行政報告及び教育行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。これで行政報告及び教育行政報告を終わります。

6

日程第6、本定例会に提出された議案について理事者から提案理由の総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

亀野副町長

それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、専決処分の承認1件、辺地総合整備計画の変更が1件、損害賠償額の決定及び和解が1件、土幌町第7期町づくり総合計画の策定が1件、新規条例の制定2件と条例の改正及び廃止がそれぞれ1件、指定管理者の指定に係る議案が2件、令和7年度一般会計ほか各会計の補正予算が6件の合計16件の議案を提出させていただきます。

最初に、承認第1号は、11月1日に発生をいたしました暴風雨の影響で被災を受けた施設の災害復旧費についての一般会計補正予算について専決をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。議案第1号は、辺地総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものでありまして、辺地地域は上居辺、佐倉、下居辺辺地で、各事業の事業費の増額などに伴う辺地対策事業債の充当額の変更によるものでございます。議案第2号は、損害賠償額の決定及び和解についてであります。議案第3号は、新たに来年度からスタートするべく、土幌町第7期町づくり総合計画を策定するに当たり、議会の議決すべき事

件に関する条例の規定により、議決を求めるものであります。議案第4号は、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が新たに規定されたことから、その設備及び運営について条例を新たに制定しようとするものでございます。議案第5号は、議案第4号に関連し、子ども・子育て支援法の改正に伴い、土幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定しようとするものであります。議案第6号は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理でございます。議案第7号は、しほろ温泉プラザ緑風施設再整備に伴い、別館である土幌町農民健康増進施設を取り壊したことにより、条例を廃止するものであります。議案第8号から第9号は、指定管理者の指定についてでありまして、議案第8号は下居辺交流施設、通称しほろ温泉プラザ緑風、議案第9号は土幌町地域創造発信拠点施設、通称道の駅ピア21しほろの指定管理者を指定しようとするものでございます。議案第10号から議案第15号は、補正予算でありまして、一般会計ほか4特別会計及び1事業会計の補正予算であります。なお、追加議案として、議案第2号でも上程をしておりますが、先月1日に発生をいたしました暴風雨による他の物損被害について示談が整いましたので、損害賠償額の決定及び和解についてが4件とそれに関わる補正予算について提出する予定でございます

以上、本日ご提案をいたしました議案についてご説明申し上げましたが、議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。

7 河口議長

日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

西野
総務課長

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長、西野よりご説明申し上げます。

承認第1号 令和7年度土幌町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年11月11日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただき、1ページを御覧願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,347万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億287万8,000円に改めたものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。今回の補正予算につきましては、11月1日に発生しました暴風雨により被害を受けた公共施設の早急な復旧に必要な費用について専決処分を行ったもので、14款2項1目その他公共施設等災害復旧費の14節工事請負費に公共施設災害復旧工事として、旧北中音更小学校の屋根復旧に係る費用を738万1,000円、中土幌リサイクルセンターの屋

	<p>根及びストックポイントの塀の復旧に係る費用として609万6,000円、合わせて1,347万7,000円を追加したところでございます。</p> <p>4ページの歳入につきましては、19款1項1目繰越金の前年度繰越金に1,347万7,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
河口議長	<p>討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認されました。</p>
8	<p>日程第8、議案第1号「辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
亀野副町長	<p>議案第1号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。</p> <p>この議案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により、上居辺、佐倉、下居辺辺地の総合計画の変更について同法第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>それでは、議案書の3ページを御覧願います。1の辺地の概況ですが、字士幌の一部及び字下居辺、字ワッカクンネップ、字イショッポで構成されており、その中心が字士幌東7線173番地2、辺地度点数は198点であります。</p> <p>2の公共的施設の整備を必要とする事情は、(1)から(6)まで記載のとおりでございます。</p> <p>4ページに移りまして、3の公共的施設の整備計画ですが、令和4年度から令和8年度までの5年間あります。</p> <p>次に、表の事業費から一般財源のうち辺地対策事業債の予定額について、上段の括弧内の数字が変更後の額であります。</p> <p>それでは、変更する部分のみ説明をいたします。施設名であります道路で橋梁長寿命化修繕事業において人件費、建設資材等の価格高騰を踏まえた事業費の追加に伴い、事業費では上段括弧書きの1億8,319万2,000円、財源内訳の特定財源になりますが、1億287万円、一般財源は8,032万2,000円、そのうち辺地債の予定額は8,010万円にそれぞれ変更するものであります。</p>

次に、農業経営、近代化施設の上居辺地区道営特別農道整備事業では、北海道の事業計画における総事業費の増に伴う負担金額増のため、事業費 3 億 603 万 9,000 円、財源内訳の一般財源ですが、同額の 3 億 603 万 9,000 円、そのうち辺地債の予定額が 3 億 590 万円にそれぞれ変更するものであります。

次に、農業経営、近代化施設の下居辺地区明渠関連事業では、人件費、建設資材等の価格高騰を踏まえた事業費の追加に伴い、事業費 1 億 9,999 万 6,000 円、財源内訳の特定財源につきましては 1 億 1,846 万 1,000 円、一般財源は 8,153 万 5,000 円、そのうち辺地債の予定額は 8,140 万円にそれぞれ変更するものであります。

次に、観光・レクリエーション、プラザ緑風再整備事業につきましては、事業費の増減はございませんが、再エネ設備、太陽光の導入に当たり、新エネルギー設備導入支援事業費補助金の採択を受け、財源内訳の特定財源を 5,000 万円増の 5 億 4,350 万円、一般財源は 14 億 687 万 4,000 円、そのうち辺地債の予定額は起債対象外工事を除き、13 億 1,570 万円にそれぞれ変更するものであります。

事業費の合計につきましては、29 億 1,238 万 2,000 円、財源内訳の特定財源は補助金等で 9 億 2,869 万 9,000 円、一般財源は 19 億 8,368 万 3,000 円で、この額は町全体の負担となりまして、そのうち辺地債の予定額は 18 億 9,190 万円と変更するものでございます。

以上、議案第 1 号の説明といたします。

河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

河口議長 討論なしと認め、これから議案第 1 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

河口議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

9 日程第 9、議案第 2 号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長 議案第 2 号 損害賠償額の決定及び和解について説明をいたします。

それでは、議案書の 5 ページを御覧願います。これは、令和 7 年 11 月 1 日に発生した暴風雨による物損被害について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

被害の内容は、北海道士幌高等学校の教員住宅敷地内において本町所有の樹木が暴風雨により倒れ、相手方が所有している乗用車に当た

		り、破損し、損害を与えたものであります。
		1の損害賠償の額は50万3,360円、2の和解の内容は町に対して本件に関し今後一切の請求、異議申立てをしないというものであります。
		3の和解の相手方は、河東郡土幌町字上音更21番地15、齋藤美結氏であります。
		4の事故の内容は、先ほど説明したとおりでございます。
		以上、議案第2号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
10		日程第10、議案第3号「土幌町第7期町づくり総合計画の策定について」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第3号 土幌町第7期町づくり総合計画の策定について説明をいたします。
		本町では、これまで6期にわたり総合計画を策定し、その時々に掲げた将来像の実現に向け、まちづくりを進めてきたところでございます。しかしながら、人口減少と少子高齢化の急速な進行は社会経済に様々な面で影響を与え、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、重視するものの傾向が変わるなど、新たな地域課題や町民ニーズに対する柔軟かつきめ細やかな対応が求められているところでございます。このような状況の中、平成28年度から進めてまいりました土幌町第6期町づくり総合計画の終了を迎えるに当たり、このたび新たな計画、第7期町づくり総合計画について議会の議決を得ようとするものであります。
		最初に、策定の経過についてでございますが、令和6年12月、町民及び中学生に対し、まちづくりに関する住民アンケートを行ったところでございます。本年度に入り、6月から役場内部の組織である総合計画策定委員会での協議を行った後、町民会議にて第6期土幌町町づくり総合計画の総括的な評価、検証を実施し、策定方針等説明後、町民会議、幹事会を経て4月から専門部会での協議を重ね、その後11月6日には町民会議に諮問を行い、7日から21日までパブリックコメントを実施し、同月25日、答申を得たところでございます。
		それでは、町づくり総合計画案につきましてご説明をさせていただきます。

きますので、資料のほうをお手元にご用意をお願いいたします。

計画案の表紙を1枚おめくりいただきますと目次がございます、さらに2枚おめくりいただき、2ページを御覧いただきたいと思えます。この総合計画案につきましては、最初にはじめとして計画の趣旨、3ページでは計画の構成と期間を令和8年度から17年度までの10年間とし、また昨年度策定をいたしました第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点施策として位置づけ、総合計画とともに進めていくこととしております。

4ページから6ページまでは士幌町の概況をまとめ、7ページ以降からはまちづくりを取り巻く今日的な動向として人口構造の変化、価値観の多様化、地球環境問題の進行と対応、安全、安心の重要性の高まり、グローバル化の進展や新たな技術の進展、地域コミュニティの多様化の7つの動向に分類し、それらを踏まえた全国的なまちづくりの課題をまとめ、本町が目指すべき方向性についてまとめたところでございます。

11ページからは、本町の課題についてアンケート結果も踏まえながらまとめたところでございます。この中で本町の住みよさという肯定的な回答について前回に実施した結果と比べ10代、20代で前回よりも低下し、定住意向については全ての年代で低下しているのが目立つなど、課題を克服するためにライフステージごとの住みにくさを解消していく、交流人口や関係人口など人のつながりを大切にする、付加価値向上の取組を一層進めていく、持続可能な環境を次代に継承する、持続可能な財政運営をより一層意識し、進めていくとして5項目について掲げたところでございます。

次に、14ページの基本構想であります、まちづくりのテーマを誰もが関わりたくなる農村ユートピアしほろとし、住民はもちろん、町外の人も士幌のまちづくりに関心を寄せ、関わりを深めてもらうことで住みよさ、過ごしやすさをより感じることが出来る農村ユートピアを目指していくこととしております。

15ページの将来人口では、計画が終了する令和17年度の総人口を5,311人と設定をしました。

次に、17ページの基本目標と施策の大綱でございますが、まちづくりの将来像を目指すため、6つの基本目標を設定し、その実現に向けた取組を進めてまいります。1つ目は、こどもの笑顔が広がり、みんなが学びやスポーツを楽しめるまちとして、教育や文化、スポーツについて項目を掲げております。2つ目は、心身の健康づくりと支え合いで安心して暮らせるまちとして、健康寿命の延伸を目指し、健康や福祉についての項目を掲げております。3つ目は、豊かな自然を守り、持続可能な環境へと育てるまちとして、持続可能な循環型社会を目指すため、ゼロカーボンの取組や環境、景観などについての項目を掲げ

ております。4つ目は、安全に住み続けられる生活環境があるまちとして、持続可能なまちづくりを進める視点を持ちながら、土地利用をはじめ、生活を支える基盤づくりや災害、防犯などに関わる項目を掲げております。5つ目は、働く場があり、活力やにぎわいが感じられるまちとして、農村ユートピアの創造をスローガンとし、農業を軸とした産業基盤づくりや交流人口の拡大、関係人口の創出についての項目を掲げております。最後に、6つ目として、持続可能なまちづくりに向けて、みんなで考え、行動するまちとして、人口減少社会においても地域活動が継続されるよう、協働や世代を超えた多様な方々との関わりづくりや行財政の運営などの項目を掲げたところでございます。

次に、19ページではSDGsの視点について、本町では持続可能なまちづくりや地域活性化を推進するために持続可能な開発目標、SDGsが掲げる17ゴールを意識しながら各施策を進めていくことを明示をしております。

続きまして、20ページの重点施策であります。人口減少を抑制することが重点の課題であり、総合戦略と重複する期間で重点的に取り組むべく、重点施策と位置づけ、4つの基本目標を掲げたところでございます。1つ目は、地域産業の活性化により、多様な雇用を創出するとし、地域産業の生産性向上と担い手確保、人材育成や地域産業の拡大、多様な事業活動と環境整備の支援について2つの施策を設定をいたしました。2つ目は、人の流れを増やし、住環境を充実させ、移住・定住を促すとして、移住の促進と多様な住環境の整備についての施策を設定をいたしました。3つ目は、結婚・出産・子育てへの支援を充実させるとして、結婚や出産、土幌で子どもを育てたい、教育を受けたいと思う人を応援するための施策について設定をいたしました。4つ目は、安心して住み続けることができる地域をつくるといたしまして、住み続けられる生活環境の実現や保健、福祉、医療の充実や災害対策についての施策について設定をいたしました。以後、これらの基本目標に基づきまして基本計画について課題ごとの施策について計画を策定したところでございます。

計画につきましても説明は省略をさせていただきます。

以上、議案第3号、土幌町第7期町づくり総合計画案についての説明とさせていただきます。

河口議長

お諮りします。

議案第3号 土幌町第7期町づくり総合計画の策定については、12月1日に開催した議会運営委員会の報告のとおり、議長を除く議員全員で構成する土幌町第7期町づくり総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、議長を除く議員全員で構成する土幌町第7期町づくり総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

なお、特別委員会は、土幌町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が召集します。本日、本会議終了後、委員会室において土幌町第7期町づくり総合計画審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の互選を行ってください。

また、本日の特別委員会は、同条例第8条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

1 1

日程第11、議案第4号「土幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」を議案とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長

議案第4号、土幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明をいたします。

この条例につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い制定するので、この改正により保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもが月一定時間までの枠内で保育所等を利用できる乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が新たに規定をされたところでございます。これに伴い、事業の設備及び運営に関する基準については条例で定めることが義務づけられたところでございます。つきましては、国から乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、すなわち内閣府令で示されたことを踏まえまして、本町においても同令に基づく所要の基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、説明資料の4ページを御覧願います。議案につきましては議案書の7ページから16ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。制定理由につきましては、ここに示しております目的の内容を含め、前段に申し上げたとおりでございますが、主な制定内容でございますが、本条例案で定める設備及び運営上の基準については内閣府令で定める基準に従い、または参酌して基準を定めるものとされておりますことから、本町においても特別な事情や特性に当たるものがないことから内閣府令で定める基準と同内容の基準を定めております。

本条例は28条立てで構成されており、第1条で趣旨、第2条で定義を定め、利用乳幼児の良質な生育環境を整えるため、最低基準の目的などを第3条から第5条まで定めております。

第6条から第19条までは、安全対策や衛生管理、非常時の場合の管

	<p>理のあり方や従事する職員の心構えなど、管理運営について基準を定めております。</p> <p>第20条では乳児等通園支援事業の区分について定めており、事業運営の形態を一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の2類型とすることを定め、第21条から第24条までは一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準について定め、第25条、第26条で余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準について定めております。</p> <p>第27条は電磁的記録について定めており、第28条でこの条例の施行に必要な細目については規則委任することを定めております。</p> <p>附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上、簡単ですが、議案第4号の説明といたします。</p>
河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 2	<p>日程第12、議案第5号「土幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案」を議案とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
亀野副町長	<p>議案第5号、土幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明をいたします。</p> <p>この条例につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により、改正後の子ども・子育て支援法において利用者に対して乳児等支援給付費を支給することが定められており、市町村は給付費の支給のための確認手続を行うため、先の議案第4号に加え、本町の確認基準について条例を制定する必要があるとございます。つきましては、当該条例に関し国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、本町においても同基準を踏まえ、条例を新たに制定しようとするものでございます。</p> <p>それでは、説明資料の5ページを御覧願います。なお、議案につきましては議案書の17ページから27ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。制定理由につきましては、ここに示しております目的の内容を含め、前段に申し上げたとおりでございます。</p>

す。

主な制定内容でございますが、本条例は34条立てで構成されており、第1条で趣旨、第2条で特定乳児等通園支援事業者の一般原則に関することを定め、第3条では利用定員に関する基準を定めております。

第4条から運営に関する基準を定めており、第4条では子ども並びに保護者の心身の状況及び適正環境を把握する面談や対応のほか、乳児等支援給付費の認定、支給、支払いや額の通知などに関する規定を第13条まで定めており、支援の取扱方針や評価、相談及び援助等を第14条から第16条まで定めております。

第17条は緊急時の対応などを定め、第18条から第30条までは乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知に関することや運営規程、勤務体制、利用定員の遵守や平等取扱いの原則、虐待等の禁止など、支援事業者の職員等が守るべき事項を定めております。

第31条、第32条では会計の区分と記録の整備等について、第33条は電磁的記録等について定めており、第34条でこの条例の施行に必要な細目について規定委任することを定めております。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ですが、議案第5号の説明といたします。

河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

河口議長 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

1 3

日程第13、議案第6号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長 議案第6号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について説明をいたします。

恐れ入ります、説明資料の6ページを御覧願います。新旧対照表は7ページから9ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。このたび保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため児童福祉法が改正され、児童福祉法第33条の10に新たな項が新設されたことに伴い、本町の条例中で同条を引用している全ての条例について文言の整理を行うものであります。

		<p>主な改正内容ですが、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が追加され、当該字句を使用する条例が複数存在し、かつ改正理由が同一であるため、①の土幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から③の土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例まで整理条例として一括で改正するものであります。</p> <p>最後に、この条例の施行期日でございますが、公布の日から施行いたします。</p> <p>以上、議案第6号の説明といたします。</p>
	河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 4		<p>日程第14、議案第7号「土幌町農民健康増進施設設置条例を廃止する条例案」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	亀野副町長	<p>議案第7号 土幌町農民健康増進施設設置条例を廃止する条例案について説明をいたします。</p> <p>それでは、説明資料の10ページを御覧願います。廃止の概要といたしましては、しほろ温泉プラザ緑風施設再整備に伴い、施設機能の集約化を図るため別館である土幌町農民健康増進施設を取り壊したことにより、条例を廃止するものであります。</p> <p>次に、施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第7号の説明といたします。</p>
	河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 5		<p>日程第15、議案第8号「指定管理者の指定について」を議題としま</p>

す。

中村議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となります。本件の審議が終了するまでご退席ください。

亀野副町長より退席の申出がありましたので、退席を許可します。暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

(中村議員、亀野副町長退席)

午前10時45分 再開

河口議長

休憩を解き会議を再開します。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

西野

総務課長、西野よりご説明申し上げます。

総務課長

議案第8号 指定管理者の指定について、下居辺交流施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回指定する施設の名称は下居辺交流施設でありまして、指定管理者は株式会社ベリオールに引き続き指定しようとするものであります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者の募集につきましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に公募によらない指定管理者の候補者の選定等とありまして、地域の活力を利用した管理を行うことにより事業効果が期待できるときは公募によらないことができるという規定がございまして、株式会社ベリオールからの申請により、指定管理者選定委員会を11月17日に開催し、委員会では妥当と判断いたしましたので、今議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

中村議員、亀野副町長、議場にお戻りください。

暫時休憩します。

午前10時47分 休憩
(中村議員、亀野副町長入場)
午前10時47分 再開

1 6	河口議長	休憩を解き会議を再開します。 日程第16、議案第9号「指定管理者の指定について」を議題とします。
	亀野副町長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第9号 指定管理者の指定について説明をいたします。 これは、土幌町地域創造発信拠点施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。 施設の名称は、土幌町地域創造発信拠点施設、通称道の駅ピア21しほろであります。 指定管理者については、土幌町商工会に引き続き指定しようとするものであります。 指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。 指定管理者の募集等については、議案第8号と同様に公募によらない指定管理者の候補の選定でありまして、11月17日開催の指定管理者選定委員会により妥当と判断し、議決を求めるものであります。 以上、議案第9号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
1 7	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第17、議案第10号「令和7年度土幌町一般会計補正予算(第9号)」を議題とします。
	西野総務課長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課長、西野よりご説明申し上げます。 議案第10号 令和7年度土幌町一般会計補正予算(第9号)ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,842万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ136億5,130万2,000円に改めようとするものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、8ページをお開き願います。2款1項3目財産管理費では、町有施設等の補修、修繕に対応する費用の不足分として10節需用費の修繕料に150万円を追加するほか、新築となる認定こども園及びこども発達相談センター、両施設の今年度3月分の建物災害共済に加入する費用として11節役務費に火災保険料15万7,000円を追加するものでございます。

次に、4目町有林管理費では、緊急的な風倒木等への迅速かつ安全な対応に向け、職員が作業工具の講習を受講する費用として18節負担金補助及び交付金に諸会議負担金11万5,000円を追加するものでございます。

次に、2項2目賦課徴収費では、実績に基づく額の確定に伴い、18節負担金補助及び交付金で十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金23万8,000円を減額するものでございます。

次に、3款1項1目社会福祉総務費では、実績見込みにより19節扶助費にひとり親家庭等医療費80万円を追加、3目障がい者福祉費では障がい者自立支援給付審査支払い等システムの改修費用として12節委託料に障がい者福祉電算システム改修保守委託料118万円を追加し、特定財源として障害者総合支援事業費補助金58万9,000円を充当するものでございます。

次に、4目高齢者福祉費では介護事業所への補助金として18節負担金補助及び交付金に介護事業所運営補助金2,000万円を追加、5目高齢者福祉施設費では特別養護老人ホームの機械室や屋上空調室の設備、機器修繕の追加などに伴い、27節繰出金に介護サービス事業繰出金1,125万6,000円を追加、9ページに移りまして、7目国民健康保険費では国保会計の滞納整理機構負担金の調整に伴い、27節繰出金に事務費繰出金23万8,000円を追加、9目介護保険費では介護保険事業に係るシステム改修の追加に伴い、27節繰出金に事務費繰出金115万3,000円を追加するものでございます。

次に、2項2目認定こども園費では、新たな施設に係る今年度3月分の管理経費として10節需用費の電気料から下水道料まで合わせて28万4,000円、11節役務費に通信回線料1万4,000円、12節委託料に機械警備委託料4万円を追加するほか、新たな園舎への引越に係る費用として新園舎引越業務委託料35万円を追加するものでございます。

次に、7目未熟児養育医療費では令和6年度分の負担金の額確定に伴う国庫への返還金として22節償還金利子及び割引料に未熟児養育医療費国庫負担金返還金23万3,000円を追加、8目こども発達相談センター費では新たな施設に係る今年度3月分の管理経費として10節需用費の燃料費から下水道料まで合わせて12万9,000円、11節役務費に通信回線料1万4,000円、12節委託料に機械警備委託料2万8,000円を追加するものでございます。

次に、4款1項4目病院費では、20節貸付金に病院事業会計運営資金一時貸付金1億5,000万円を追加し、特定財源として国保病院貸付金償還金を同額充当するほか、10ページをお開きいただき、医療機器等の整備に係る追加の繰り出し分として23節投資及び出資金に病院事業会計医療機器整備事業出資金50万6,000円を追加するものでございます。

次に、6款1項7目土地改良事業費では、農業基盤整備事業の追加分として14節工事請負費に畑地等促進整備事業工事600万円を追加し、特定財源として国の畑地等促進整備事業交付金384万円を充当するほか、用地買収に係る費用として16節公有財産購入費に用地購入費500万円を追加するものでございます。

次に、2項1目林業振興費では、エゾシカやキツネの捕獲数増加により捕獲及び処分等に係る費用に不足が生じたことに伴い、7節報償費に有害鳥獣捕獲報償170万円、12節委託料にキツネ捕獲業務委託料285万円、有害鳥獣処分委託料200万円、18節負担金補助及び交付金に鳥獣被害防止対策協議会負担金150万円を追加し、猟友会会員の増に伴い、有害鳥獣駆除無線機導入事業助成金40万5,000円を追加するものでございます。

次に、11ページに移りまして、7款1項2目観光振興費では、しほろ温泉プラザ緑風の無料入湯券の利用実績に伴い、7節報償費に無料入湯券取扱報償費120万円を追加するものでございます。

次に、8款1項1目土木総務費では街路灯や防犯灯に係る電気料の不足分として10節需用費の電気料に50万円を追加するほか、14節工事請負費に街路灯施設整備工事250万円を追加、2項2目道路橋梁維持費では道路維持管理作業に係る車両の修繕費用として10節需用費の修繕料に200万円を追加、5項3目住宅団地造成管理費では申請件数の増に伴い、18節負担金補助及び交付金にマイホーム建設支援事業補助金390万円を追加するものでございます。

次に、10款3項1目、中学校費の学校管理費では、中央中学校設置の太陽光発電設備のパワーコンディショナー故障に伴い、10節需用費の修繕料に242万円を追加するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。4項2目、高等学校費の教育振興費では士幌高等学校の1人1台端末の更新に係り、17節備品購入費の教育教材購入費に1,555万1,000円を追加、5項4目総合研修センター管理費ではふれあいホールの移動観覧席の機器故障に伴い、当該機器の交換に係る費用として12節委託料に移動観覧席部品交換業務委託料180万円を追加、6項3目学校給食センター管理費では食器洗浄機運行ベルトコンベヤーの故障に伴う費用として10節需用費の修繕料に83万5,000円を追加するものでございます。

次に、14款2項1目その他公共施設等災害復旧費では、11月1日に

		<p>発生しました暴風雨による倒木に対応した災害復旧費用として12節委託料に倒木処理業務委託料1,000万円を追加するほか、先ほどの議案第2号で可決いただきました車両破損事故の損害賠償に係る費用として21節補償補填及び賠償金に損害賠償金50万4,000円を追加するものでございます。</p> <p>次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。一般財源のみご説明いたします。7ページの下から2つ目、19款1項1目繰越金の前年度繰越金に9,399万5,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
18	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第18、議案第11号「令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。
	角田町民課長	町民課長、角田より議案第11号 令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。
		第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,207万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,715万2,000円に改めようとするものであります。
		それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款2項1目賦課徴収費につきましては、実績に基づく額の確定により18節負担金補助及び交付金に十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金23万8,000円を追加し、特定財源として事務費繰入金と同額充当するものであります。
		次に、2款1項2目高額療養費は、実績見込みにより18節負担金補助及び交付金に高額療養費1,000万円を追加し、特定財源として保険給付費等交付金を同額充当するものであります。
		次に、7款1項1目保険税還付金は、過年度分の所得更正等による保険税の還付金として22節償還金利子及び割引料に過誤納付還付金60万円を追加し、特定財源として前年度繰越金を同額充当するものであります。

		次に、2目償還金では、過年度に実施した給付事業に係る交付金の事業確定に伴う国庫及び北海道への返還金として22節償還金利子及び割引料に保険給付費等交付金返還金117万9,000円及び社会保障・税番号制度整備費等補助金返還金5万4,000円、合わせて123万3,000円を追加し、特定財源として前年度繰越金を同額充当するものであります。
		歳入につきましては、特定財源でご説明いたしましたので、省略させていただきます。
		以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
19	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第19、議案第12号「令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。
	角田町民課長	町民課長、角田より議案第12号 令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。
		第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,782万8,000円に改めようとするものであります。
		それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。3款1項1目保険料還付金では、過年度分の所得更正等による保険料の還付金として22節償還金利子及び割引料に後期高齢者医療保険料還付金20万円を追加し、特定財源として前年度繰越金を同額充当するものであります。
		歳入につきましては、特定財源でご説明いたしましたので、省略させていただきます。
		以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。

2 0	河川議長	<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第20、議案第13号「令和7年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
	佐藤保健福祉課長	<p>保健福祉課長、佐藤から議案第13号 令和7年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,439万3,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>初めに、歳出からご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。1款総務費では、来年度の制度改正に対応するため、1項1目一般管理費、12節委託料に介護保険システムの改修委託料195万3,000円を追加、特定財源といたしまして介護保険システム改修事業費補助金80万円ほか、記載のとおり充当するものでございます。</p> <p>2款保険給付費では事業実績の見込みにより歳出予算の組替えを行い、1項1目居宅介護サービス給付費、18節負担金補助及び交付金を220万円減額、6ページに移りまして、2項1目介護予防サービス給付費、18節負担金補助及び交付金に160万円を追加、2項7目介護予防サービス計画給付費、18節負担金補助及び交付金に60万円を追加し、歳出予算の均衡を図るものでございます。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略をさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
	河川議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	河川議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	河川議長	<p>討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。</p>
	河川議長	<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
2 1		<p>日程第21、議案第14号「令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。</p>

福田特養 施設長	<p>特別養護老人ホーム施設長、福田より議案第14号 令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。</p> <p>第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,125万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,373万1,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>初めに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費では、地下機械室水中ポンプ及び配管水漏れ修理、屋上空調室換気機器ファンの交換に伴い、10節需用費の修繕料に217万6,000円を追加、また米をはじめとする食材費高騰及び入所者数の増に伴い、同じく10節の賄材料費に908万円を追加するものであります。</p> <p>続きまして、歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。3款1項1目一般会計繰入金に1,125万6,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図るものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ な し ）</p>
河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">（ な し ）</p>
河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異 議 な し ）</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
2 2	<p>日程第22、議案第15号「令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。</p>
増田病院 事務長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。国民健康保険病院事務長。</p> <p>国保病院事務長、増田より令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。</p> <p>議案1ページ、第2条になりますが、業務の予定量につきましては予算で定めた（4）、主要な建設改良事業の有形固定資産購入費2,400万円を2,491万2,000円に改めるものです。</p> <p>第3条、資本的収入及び支出の予定額では、収入、1款資本的収入1億411万5,000円を1億452万1,000円に、1項一般会計出資金8,766万5,000円を8,817万1,000円に、3項企業債1,370万円を1,360万円に改める。支出につきましては、第1款資本的支出1億2,886万1,000円を1億2,977万3,000円に、1項建設改良費2,400万円を2,491万2,000円に</p>

改めるものです。

2ページをお開き願います。第4条、企業債の借入限度額につきまして1,370万円を1,360万円に改めるものです。

次に、予算説明書に基づきご説明いたしますので、4ページをお開きください。資本的収入及び支出につきまして、まず下段の表の支出からご説明いたします。1款1項1目有形固定資産購入費では、医療機器の購入費として91万2,000円を追加するものです。1つ目のホルター記録器ですが、小型の心電図を記録、解析するもので、現在の機器は導入から13年経過しておりますが、今回故障し、修理不能ということであることから、更新するものです。もう一つの内視鏡用テレスコープにつきましては、喉の奥にあるリンパ節の腫れを撮影するもので、感染症の診断に活用するものであります。

次に、上段の表の収入につきましてご説明いたします。資本的収入、1款1項1目の一般会計出資金では、2節医療機器購入事業出資金が機器購入費の追加により50万6,000円の増、それから3項1目企業債では借入額確定に伴い10万円を減額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

河口議長 討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

河口議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全て終了しました。
次回は、9日午前10時から再開します。
本日はこれで散会します。

(午前11時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員